

「我が国金融・資本市場の国際化に関する
スタディグループ」の設置について

「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」 の設置について

平成 19 年 1 月 30 日
金融審議会金融分科会

1. 趣旨

「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を更に向上させていく観点から、法制度面に限らず、人材、専門サービス、インフラ等を含め幅広く検討を行うため、金融審議会金融分科会の下に、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」を設置することとする。

2. メンバー

市場関係者を中心に、分科会長が指名する。

3. 議事

議事手続その他会議の運営に必要な事項は、スタディグループ座長が定める。